

実 施 要 領

- 1 業 務 名 安芸区内排水路スクリーン清掃その他業務（単価契約）
- 2 履行場所 安芸区内一円
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 入札に付する工種及び他の工種の契約単価の決定
 - (1) 入札に付する工種は、業務の代表的である排水路スクリーン点検・清掃工【設計書のうち第4号明細書】とする。

この工種を対象に、入札後資格確認型一般競争入札の方法により入札を実施し、落札者を決定する。
 - (2) 他の工種については、落札した排水路スクリーン点検・清掃工の単価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）と設計金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の比率（少数第6位以下切捨て）を他の工種の設計単価に乗じて算出し（1円未満切捨て）、100分の10に相当する額（1銭未満切捨て）を加算した金額をもって契約単価とする。
- 5 契約保証金

予定総額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の10以上。
ただし、広島市契約規則第31条第1号、又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 6 設計書の数量について

設計書に記載している各工種の数量は、見込数量であり、契約締結後の実施数量を保証するものではない。

清 掃 仕 様 書

1 業務の適用

本仕様書は、安芸区地域整備課が発注する以下の委託業務（以下「業務」という。）について、適用するものとする。

- (1) 雨水枳内の清掃
- (2) 枳取付管内の清掃
- (3) 排水路スクリーンの点検・清掃
- (4) 樋門・吐口の点検管理
- (5) 樋門の操作

2 業務内容

別添の実施要領により行うものとする。

3 業務の実施

- (1) 業務の実施に当たっては、その都度指示票により指示するものとする。
- (2) 指示を受けたときは、直ちに業務を実施するものとする。

4 遵守事項

業務を実施するに当たっては、業務の重要性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「労働安全衛生法」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の関係法令に従うとともに、事故防止に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 業務の実施に必要な道路使用、交通の制限等の届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 土砂搬出に当たっては、土砂、ゴミ等が道路上に流出、落下又は飛散しないよう適切な措置を講じなければならない。
- (4) 土砂等取り出したゴミは、処理施設へ搬入しなければならない。

5 提出等

- (1) 委託業務実施計画書を別添の実施要領により作成し、業務着手前に監督員へ提出しなければならない。
- (2) 委託業務実施報告書を別添の実施要領により作成し、監督員へ提出しなければならない。

6 その他

- (1) 高圧洗浄機及び高圧洗浄車の洗浄水については、再生水（下水処理場の処理水）または、公有水面からの取水等の利用促進に努めなければならない。
- (2) 公有水面から取水する場合は、各関係機関へ必要な届出または許可申請を行い、その許可等を受けなければならない。
- (3) 再生水の取水場所については、次表に掲げる取水場所とする。
- (4) この仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

再生水取水場所

名 称	所 在 地	申請書提出先	備 考
千田水資源再生センター	中区 南千田西町1-1-3	千田水資源再生センター TEL 241-8256	※事前に各申請書提出先と協議を行わなければならない。
江波水資源再生センター	中区 江波西一丁目15-54	江波水資源再生センター TEL 232-6820	
西部水資源再生センター	西区 扇一丁目1-1	西部水資源再生センター TEL 277-8481	
東部浄化センター	南区 向洋沖町1-1	広島県下水道公社（業務部） TEL 286-8200	

実施要領

1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は添付図書に示す委託対象地域の施設の機能回復を図るために必要な管理を行うことを目的とする。

2 業務の内容

- (1) 雨水桝内の清掃
土砂等を取り出し、直ちに搬出し、土砂は天日乾燥させるものとする。
- (2) 桝取付管内の清掃
桝取付管内の清掃は、人力で行うものとする。ただし、人力による清掃が不可能な場合は、洗浄機により清掃するものとする。
- (3) 排水路スクリーンの点検・清掃
ア. スクリーンを点検し、周囲に散在するゴミ等を収集し、直ちに搬出するものとする。
イ. 点検・清掃は、指示票により作業日報に基づいて1か月1～2回実施するものとする。
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (4) 樋門・吐口の点検管理
点検項目及び点検は、指示票により作業日報に基づいて1か月1～2回実施するものとする。
ただし、大雨時の緊急時には別途連絡するものとする。
- (5) 樋門の操作
操作は、指示票により作業日報に基づいて実施するものとする。

3 委託業務実施計画書の作成

委託業務実施計画書は次の事項を記載しなければならない。また、当初の記載事項に変更及び追加が生じた場合、すみやかに変更委託業務実施計画書を提出しなければならない。

- (1) 業務に従事する従業員の氏名、住所
- (2) 土砂等の処理方法及び処分場所

4 本業務で発生する副産物等は、下記のとおり処分すること。

指定副産物等	最終処分場所	備 考
浚渫土等	有機汚泥の再資源化施設又は産業廃棄物処分業の許可を受けている管理型処分場	本業務から発生する汚泥は、積算上再資源化するものとし(株)環境開発公社（佐伯区五日市町大字石内字笹ヶ原10460-18）で選別の二次中間処理を行ったあと、(株)トクヤマへ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。
がれき類	産業廃棄物処分業の許可を受けている安定型処分場	本業務から発生するがれき類は、積算上(株)クリーンエナジー（南区月見町2244-13）へ搬入するものと仮定して積算しているが処分場を特定するものではない。

5 委託業務実施報告書の作成

- (1) 監督員の指示により、委託業務実施報告書（以下「報告書」という。）を作成し、提出しなければならない。
- (2) 業務施工状況写真を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 最終処分時点のマニフェスト（排出事業者送付用）を報告書に添付し、監督員に提出しなければならない。
- (4) 業務集計報告書、業務完了報告書兼検査書を作成し、検査を受けなければならない。
- (5) 検査の結果、手直しを指示された場合は、直ちに履行し再検査を受けなければならない。
- (6) 当月分の報告書については、月末までに監督員に提出しなければならない。
- (7) この実施要領に定める事項に疑義が生じた場合は、監督員と協議のうえ、その指示を受けなければならない。

特記仕様書

1. 業務場所

安芸区中野一丁目3番 貫道橋北側瀬野川右岸

2. 業務の目的

貫道樋門の点検・操作を行うことにより、瀬野川の洪水の逆流を防止し、若しくは内水の疎通を図るよう操作することで降雨等による浸水災害を防除するものである。

3. 業務の内容

- (1) 降雨時における瀬野川の水位が大雨警報及び県防災 Web の石原水位基準（水防団待機水位 1.10m）以上になった時は必要に応じて現地に待機し、洪水の逆流を防止及び内水の疎通を図るよう樋門の操作を行うものとする。
- (2) 樋門周辺及びその上流に位置する排水ポンプ吐口に流木等、障害になる物があるときは、これを除去するものとする。

4. 遵守事項

- (1) 樋門は瀬野川の洪水の逆流を防止し、若しくは内水の疎通を図るよう操作を行うこと。
- (2) 受注者は洪水などにより逆流が予想される被害が生ずる恐れがある時は、速やかに警戒態勢をとること。また、監督員が指示したときも同様とする。
- (3) 警戒態勢においては、次に掲げる措置をとること。
 - ・ 操作員の配置
 - ・ 樋門操作のための点検及び整備
 - ・ その他、樋門の管理上必要な措置
- (4) 受注者は、次に掲げる場合は速やかに監督員に連絡すること。
 - ・ 堤防樋門などに、のり崩れ、亀裂を生じ、危険となったとき、または、その恐れがあるとき。
 - ・ 操作時に事故があったとき。
 - ・ その他、樋門管理上必要と思われることが生じたとき。
- (5) 点検は4月から翌年3月までの間において、別に定める点検管理要領に従い毎月1回（月点検4月～翌年3月）、臨時点検（監督員の指示による）及び年1回（年点検3月下旬）行うこと。また点検の結果、整備（潤滑油の注入等は除く）の必要があると認めるときは、速やかに監督員に報告するものとする。
- (6) 業務の実施にあたって、施設の破損、または破損の恐れがあるとき、及び事故の発生、または発生の恐れがあるときは、適切な処置をとるとともに、速やかに監督員に報告すること。

5. その他

- (1) 着手に当たり業務に従事する従業員の住所・氏名・緊急連絡先を直ちに届け出るものとする。また、異動があった場合も同様とする。
- (2) 当月分の業務完了報告書及び点検票は、月末までに提出するものとする。
- (3) 樋門を操作したときは、次に掲げる事項を報告するものとする。
 - ・操作の開始及び終了の日時
 - ・操作理由
 - ・その他、樋門管理上必要とされる事項

(4) 樋門操作及び待機の取扱い

樋門操作及び待機の単位時間は、最少30分以上を1時間とし下表に従い1時間単位で報告するものとする。

樋 門 操 作 及 び 待 機 時 間	時 間
0分以上から30分未満	0 時間
30分以上から1時間未満	1 時間
1時間以上から1時間30分未満	1 時間
1時間30分以上から2時間未満	2 時間
2時間以上から2時間30分未満	2 時間

これ以後は、この例で取り扱う。

- (5) この特記仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、監督員に問い合わせるものとする。

特記仕様書

1. 業務場所

安芸区矢野西二丁目7番 大井新橋東側

2. 業務の目的

大井樋門の点検・操作を行うことにより、外水の逆流を防止し、若しくは内水の疎通を図るよう操作することで降雨等による浸水災害を防除するものである。

3. 業務の内容

- (1) 降雨時における内水の疎通を図るよう樋門の点検・操作を行うものとする。
- (2) 樋門周辺に流木等、障害になる物があるときは、これを除去するものとする。

4. 遵守事項

- (1) 樋門は広島湾の満潮時及び高潮時の逆流を防止し、若しくは内水の疎通を図るよう操作を行うこと。
- (2) 受注者は洪水などにより逆流が予想される被害が生ずる恐れがある時は、速やかに警戒態勢をとること。また、監督員が指示したときも同様とする。
- (3) 警戒態勢においては、次に掲げる措置をとること。
 - ・操作員の配置
 - ・樋門操作のための点検及び整備
 - ・その他、樋門の管理上必要な措置
- (4) 受注者は、次に掲げる場合は速やかに監督員に連絡すること。
 - ・堤防樋門などに、のり崩れ、亀裂を生じ、危険となったとき、または、その恐れがあるとき。
 - ・操作時に事故があったとき。
 - ・その他、樋門管理上必要と思われることが生じたとき。
- (5) 点検は4月から翌年3月までの間において、年2回（月点検6月・9月）及び臨時点検（監督員の指示による）を行うこと。なお、潤滑油の注入などの簡単な整備を行い、点検の結果、整備（潤滑油の注入等は除く）の必要があると認めるときは、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 業務に実施にあたって、施設の破損、または破損の恐れがあるとき、及び事故の発生、または発生の恐れがあるときは、適切な処置をとるとともに、監督員に報告すること。

5. その他

- (1) 業務に従事する従業員の住所・氏名・緊急連絡先を直ちに届け出るものとする。また、異動があった場合も同様とする。

(2) 当月分の業務完了報告書及び点検票は、月末までに提出するものとする。

(3) 樋門を操作したときは、次に掲げる事項を報告するものとする。

- ・ 操作の開始及び終了の日時
- ・ 操作理由
- ・ その他、樋門管理上必要とされる事項

(4) 樋門操作及び待機の取扱

樋門操作及び待機の単位時間は、最少30分以上を1時間とし下表に従い1時間単位で報告するものとする。

樋 門 操 作 及 び 待 機 時 間	時 間
0 分以上から 30 分未満	0 時間
30 分以上から 1 時間未満	1 時間
1 時間以上から 1 時間 30 分未満	1 時間
1 時間 30 分以上から 2 時間未満	2 時間
2 時間以上から 2 時間 30 分未満	2 時間

これ以後は、この例で取り扱う。

(5) この特記仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、監督員に問い合わせるものとする。

排水路スクリーン点検・清掃箇所

清掃場所	場所番号
船越四丁目34番1号東側地先	1
船越四丁目34番7号東側地先	2
船越四丁目3番1号東側地先	3
船越四丁目2番中央児童公園南東側	4
矢野西一丁目6番小島ポンプ場最西側	5
矢野西一丁目6番小島ポンプ場西側	6
矢野西一丁目28番23号東側地先	7
矢野西五丁目1番3号矢野郵便局北側	8
矢野西一丁目38番 住吉ポンプ場北側	9
矢野西四丁目27番4号東側地先	10
矢野西二丁目8番大井新橋東側	11
船越南一丁目1番船越南2丁目交差点北側	12
中野六丁目48番30号中国電力瀬野川変電所入口横	13
矢野西六丁目11番矢野小学校体育館南西側	14
矢野東二丁目12番西崎公園北東側	15
矢野東二丁目21番街区南西角側	16
矢野西七丁目6番14号地先宮下川右岸側	17
船越二丁目32番9号南側地先	18
矢野東四丁目1番5号南西側地先	19
船越一丁目42番15号北西側地先	20
船越一丁目42番2号北側地先	21
中野六丁目30番北側地先	22
船越四丁目34番北側地先	23
瀬野町2759-161番南側地先	24
矢野町752-579番地先	25
矢野町752-576番地先	26

吐口点検箇所

点検場所	場所記号
矢野新町二丁目4番11号南東側地先	A
矢野新町二丁目3番12号南東側地先	B
矢野新町一丁目2番15号北東側地先	C
矢野西二丁目8番大井樋門北側	D

樋門点検箇所

点検場所	場所記号
中野一丁目3番貫道橋北側瀬野川右岸	貫道-1
矢野西二丁目7番大井新橋東側	大井-2

安芸区管内図

